

平成25年6月定例会

議案説明資料

企業局

平成25年6月定例会議案説明資料目次

企 業 局

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課名等	頁
議案第 11号	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について	経営企画課	1

(報告)

報告番号	件 名	課名等	頁
報告第 7号	平成24年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について	経営企画課	3
報告第 8号	平成24年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について	経営企画課	4
報告第 11号	長期継続契約の締結状況について	経営企画課	6

条 例 名 等	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について									
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 太陽光を利用して電力を供給する発電施設として新たにF A Z倉庫太陽光発電所及び企業局東部事務所太陽光発電所を設ける。</p> <p>2 概要 新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>最大出力</th> <th>電力供給方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F A Z倉庫太陽光発電所</td> <td>500キロワット</td> <td>卸 売</td> </tr> <tr> <td>企業局東部事務所太陽光発電所</td> <td>120キロワット</td> <td>卸 売</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 施行期日は、規則で定める日とする。</p>	施設の名称	最大出力	電力供給方法	F A Z倉庫太陽光発電所	500キロワット	卸 売	企業局東部事務所太陽光発電所	120キロワット	卸 売
施設の名称	最大出力	電力供給方法								
F A Z倉庫太陽光発電所	500キロワット	卸 売								
企業局東部事務所太陽光発電所	120キロワット	卸 売								

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
(経営の基本) 第4条 略 2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。			(経営の基本) 第4条 略 2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。		
施設の名称	最大出力	電力供給方法	施設の名称	最大出力	電力供給方法
略		卸売	略		卸売
企業局西部事務所太陽光発電所	200キロワット		企業局西部事務所太陽光発電所	200キロワット	
F A Z 倉庫太陽光発電所	500キロワット				
企業局東部事務所太陽光発電所	120キロワット				

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

平成24年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第28条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額を即入額に要する資産の購入額	説明
						企業債	建設助成金	その他			
1	資本的支出1	建設改良費	7,904,000	円	7,904,000	円	7,904,000	円	円	円	受注業者の都合により、年度内の支払義務が生じなかったため。
			310,000,000	129,859,758	180,140,000	169,300,000	10,840,000	242	円	地元関係者への工事説明の際に提示された着手条件の不測の日数を要したこと等により年度内に工事が完成しなかったため。	
			95,500,000	77,928,565	17,571,000	17,300,000	271,000	435	円	電力会社との連系協議の結果、これの対応を行う機器が年度内に納入できなかったため。	
			30,284,000	1,892,410	28,391,000	27,200,000	1,191,000	590	円	受注業者の都合により、機器の設置工事については年度内の支払義務が生じなかったため。	
		再生可能エネルギー発電施設導入促進事業(小水力・太陽光発電)のうち、質梓発電所建設工事	29,100,000	12,927,600	16,172,000	16,172,000	400	円	用地測量に係る土地所有者の調査・調査に時間を要し、年度内に業務が完了しなかったため。		
	計		472,788,000	222,608,333	250,178,000	213,800,000	36,378,000	1,667	円		

平成24年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額を即入額とするの繰越年度に要する限度	説明
						企業債	建設助成金	その他			
1	資本的支出 1 建設改良費	新規給水企業用配水管設置工事	39,000,000	22,796,100	6,700,000	6,700,000	6,700,000	9,503,900			当該工事の着工後、道路管理者より配管の布設計画の変更を求められ、計画変更の不測の日数を要し年度内完成が困難となったため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	年度繰越額を卸入額に係るたの隣年度の要する資産限度	説明
						企業債	建設助成金	その他			
I 工業用水道事業費	I 営業費用	鳥取県工業用水利用促進事業費補助金	円 3,500,000	円 1,268,000	円 1,479,000	円	円 1,479,000	円 753,000	円	当局施工の配水管布設工事の工期延滞により、補助対象事業の工事が年度内に完了出来なかつたため。	

長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	使用	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	企業局 経営企画課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市南栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	使用 黒	1枚当たり 2,27円	平成25年5月1日 ～平成29年4月30日	鳥取県企業局 東部事務所
2	企業局 経営企画課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市南栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	使用 黒 カラー	1枚当たり 1,00円 7,19円	平成25年5月1日 ～平成29年4月30日	鳥取県企業局 東部事務所
3	企業局 経営企画課	物品 保守	複合機	1台	米子市西三柳2864番地16 株式会社ケイズ	使用 黒	1枚当たり 7,87円	平成25年5月1日 ～平成29年4月30日	鳥取県企業局 西部事務所
4	企業局 経営企画課	物品 保守	複合機	1台	米子市西三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	使用 黒 カラー	1枚当たり 1,10円 8,70円	平成25年5月1日 ～平成29年4月30日	鳥取県企業局 西部事務所